

私 債 権 放 棄 調 書 (総 括 表)

債 権 の 名 称 (担 当 部 署)	債 権 の 額	債 権 の 件 数	ペー ジ 番 号
市営住宅使用料(建設部 建築住宅課)	212,600 円	7 件	1
水道料金(上下水道部 上水道課)	678,344 円	51 件	2
亀山市立医療センター使用料・手数料(地域医療部 病院総務課)	870,711 円	9 件	6
合 計	1,761,655 円	67 件	

債 権 放 棄 調 書

債権の名称 市営住宅使用料
 担当部署 建設部 建築住宅課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
1	20,400円	令和8年3月31日	平成24年9月1日	生活困窮 (条例第8条第1項第1号)	令和3年3月生活保護受給開始
2	40,800円	令和8年3月31日	平成26年12月1日	生活困窮 (条例第8条第1項第1号)	令和3年3月生活保護受給開始
3	40,800円	令和8年3月31日	平成27年4月1日	生活困窮 (条例第8条第1項第1号)	令和3年3月生活保護受給開始
4	30,600円	令和8年3月31日	平成28年1月1日	生活困窮 (条例第8条第1項第1号)	平成28年1月生活保護受給開始
5	20,000円	令和8年3月31日	平成29年4月1日	生活困窮 (条例第8条第1項第1号)	令和3年3月生活保護受給開始
6	10,000円	令和8年3月31日	平成30年4月1日	生活困窮 (条例第8条第1項第1号)	令和3年3月生活保護受給開始
7	50,000円	令和8年3月31日	令和2年10月1日	生活困窮 (条例第8条第1項第1号)	令和3年3月生活保護受給開始
計	212,600円				

債 権 放 棄 調 書

債権の名称 水道料金
 担当部署 上下水道部 上水道課

番号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
1	210,180円	令和8年3月31日	平成26年4月～平成26年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
2	230,348円	令和8年3月31日	平成26年4月～平成26年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
3	76,045円	令和8年3月31日	平成18年4月～平成18年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
4	1,326円	令和8年3月31日	平成25年2月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
5	5,250円	令和8年3月31日	平成21年7月～平成21年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
6	2,100円	令和8年3月31日	平成21年7月～平成21年9月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
7	2,100円	令和8年3月31日	平成21年7月～平成21年9月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
8	525円	令和8年3月31日	平成21年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
9	525円	令和8年3月31日	平成21年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
10	4,200円	令和8年3月31日	平成23年1月～平成23年4月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
11	3,767円	令和8年3月31日	平成23年2月～平成23年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
12	3,240円	令和8年3月31日	平成29年1月～平成29年3月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
13	11,461円	令和8年3月31日	令和2年4月～令和2年6月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
14	540円	令和8年3月31日	平成27年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
15	540円	令和8年3月31日	平成27年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
16	540円	令和8年3月31日	平成27年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
17	540円	令和8年3月31日	平成27年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
18	525円	令和8年3月31日	平成21年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
19	525円	令和8年3月31日	平成21年6月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
20	525円	令和8年3月31日	平成21年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
21	624円	令和8年3月31日	平成22年3月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
22	624円	令和8年3月31日	平成21年10月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
23	525円	令和8年3月31日	平成21年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
24	624円	令和8年3月31日	平成21年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
25	5,082円	令和8年3月31日	令和元年11月～ 令和2年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
26	2,936円	令和8年3月31日	令和2年4月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
27	7,849円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年10月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
28	44,190円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年11月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
29	2,541円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
30	2,541円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
31	726円	令和8年3月31日	令和2年4月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
32	2,178円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年6月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
33	4,493円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
34	1,452円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
35	2,178円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年6月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
36	1,452円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
37	1,089円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
38	2,178円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年6月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
39	6,366円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年6月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
40	4,543円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
41	1,452円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
42	8,050円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
43	1,852円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
44	1,089円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
45	1,452円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止
46	6,260円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171条の5(2号)行方不明で徴収停止

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
47	484円	令和8年3月31日	令和2年4月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171 条の5(2号)行方不明で徴収停止
48	1,452円	令和8年3月31日	令和2年6月～ 令和2年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171 条の5(2号)行方不明で徴収停止
49	2,904円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171 条の5(2号)行方不明で徴収停止
50	2,904円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171 条の5(2号)行方不明で徴収停止
51	1,452円	令和8年3月31日	令和2年4月～ 令和2年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171 条の5(2号)行方不明で徴収停止
計	678,344円				

債 権 放 棄 調 書

債 権 の 名 称 亀山市立医療センター使用料・手数料

担 当 部 署 地域医療部 病院総務課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
1	9,250円	令和8年3月31日	平成23年5月27日	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171 条の5(2号)行方不明で徴収停止
2	32,080円	令和8年3月31日	平成24年5月16日	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171 条の5(2号)行方不明で徴収停止
3	39,220円	令和8年3月31日	平成24年6月1日	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171 条の5(2号)行方不明で徴収停止
4	25,720円	令和8年3月31日	平成24年6月16日	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171 条の5(2号)行方不明で徴収停止
5	5,360円	令和8年3月31日	平成25年11月2日	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条1項第5号)	令和6年度に地方自治法施行令第171 条の5(2号)行方不明で徴収停止
6	1,720円	令和8年3月31日	令和5年3月24日	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	令和7年3月破産免責決定
7	354,640円	令和8年3月31日	令和6年3月22日	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	令和7年3月破産免責決定
8	23,100円	令和8年3月31日	令和6年4月1日	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	令和7年3月破産免責決定
9	379,621円	令和8年3月31日	令和6年4月16日	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	令和7年3月破産免責決定
計	870,711円				